

令和4年11月18日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法施行令」の一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年10月12日から令和4年11月10日まで、「建設業法施行令」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計13件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
◎金額要件の引き上げについて		
1	<p>金額要件の引き上げには賛成。但し、今年度に入ってから急激な物価高騰を反映できていないように見受けられる。また、人件費についても、建設工事従事者の労務単価水準の引き上げが今後も継続するものと思われ、その面からも工事費用の高騰は継続するものと思われる。ついては、少なくとも今後2～3年は実態と大きく乖離しないような水準としていただくことを要望する。或いは、最近の物価高騰・円安急進等の経済情勢の急変に鑑み、次回見直しを1～2年後に実施いただくことを要望する。</p>	<p>金額要件の引き上げは、その時点における最新の建設工事費デフレーター（年度次）を用いて、引上げ幅を検討しております。今後も、建設工事費デフレーターが10%程度変動した場合に、見直しを検討してまいります。</p>
2	<p>現在の金額基準には消費税額分も含まれた金額となっておりますが、消費税額は実際の工事の内容とは無関係であり、今後の消費税額見直しの可能性への備えとしても、また、消費税額抜きの基準額との誤解から生じえる法令違反を防止するためにも、この機会に、消費税額分を含まない金額を判断基準とするよう変更いただくことを要望する。（建設工事においては、労災保険の保険料算定や一括有期事業の上限設定においても消費税額不含の金額基準が使われている。）</p>	<p>建設工事の請負契約における請負代金額は消費税額込みの金額となっているものと承知しており、建設業法上、請負代金額によって適用の有無が分かれる規制（特定建設業の許可など）も多く存在することから、同法に基づく各種金額要件については、消費税額込みの金額としております。</p>
3	<p>今般の金額要件の見直しに当たり、軽微な建設工事（建設業法施行令第1条の2）の金額についても同時に見直しを検討すべき。そもそも、建設業法にかかる「請負代金の額」には消費税を含み、軽微な工事の基準額についても消費税額を含むことから、消費税の改正等他法令の改正により建設業法上の基準が事実上影響を受け、これまで適法であった工事が、無許可による建設業法違反となる場合も懸念される。金額要件と併せて検討すべきと考える。</p>	<p>軽微な建設工事に係る金額の引き上げは、許可を要せずに建設業を営むことができる範囲を広げることとなりますが、近年少額のリフォーム工事等におけるトラブルが増加している状況にあり、消費者保護の観点から慎重に検討する必要があると考えております。</p>
4	<p>金額要件の引き上げに係る改正の施行予定時期が令和5年1月1日というのは、受注業者</p>	<p>可能な限り早期に金額要件の見直しを行い、監理技術者等の効率的配置を可能とす</p>

	への周知期間及び公共事業請負契約約款の改定作業等を考慮すると、性急すぎるのではないか。当該事項の施行時期は「技術検定の受験資格の見直し」等と同様に令和6年4月1日又はせめて6ヶ月間の周知期間を考慮して令和5年7月1日とすることが妥当である。	る観点から、令和5年1月1日の施行としております。 なお、前回金額要件の引き上げを行った平成28年におきましても、公布から施行までの周知期間は、2ヶ月弱としております。いただいたご意見は、今後の見直しに当たって参考にさせていただきます。
◎技術検定の見直しについて		
5	将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図り、若年層の確保と他産業からの入職促進等を目的とする本改正には賛成であるが、受験資格の見直しに加え、検定の内容によってはICT技術を用いた検定や受験機会の増回など、さらに若年者が積極的に主任技術者又は監理技術者を目指すような施策を検討する必要がある。	頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。
6	実務経験について、虚偽申請に関する事件があった影響も大きいですが、実務経験=現場施工経験と解釈がなされており、施工管理業務の分業制や遠隔管理業務に関しては実務経験とできないとされている。また、現場以外での社内研修等についても同様である。ゼネコンや公務員の大学卒業後4年目での1級受検は、実務経験=現場施工経験と考えると資格受検の高齢化が起こって当然である。実務経験についての解釈は、実務経験=現場施工経験ではなく、建設工事に関わる業務経験（営業及び経理業務を除く）程度に緩和していただきたい。	建設業法第27条において、技術検定は、施工技術のうち技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行うこととされており、これらの知識及び能力を培うための実務経験は技術上の管理及び指導監督に関するものと考えておりますが、頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。
7	技術検定は、あくまで技術検定であり、実務経験に重きを置く必要はないのではないか。監理技術者資格に対しては経験を求めればよい。	建設業法第27条において、技術検定は、施工技術のうち技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行うこととされており、これらの知識及び能力を培うには、実務経験が必要であると考えております。
8	一級の第一次検定の19歳からの受験が可能になるのは、若手監理技術者の拡大につながり良い。 資格取得に対して学歴を問わないのは、監理技術者の増加については大変良いが、建設業界が施工における学歴を問わなくなること	今回の受験資格の見直しに当たり、技術検定の検定水準が維持されるよう、検定問題の拡充を行う予定です。 これに併せて、特定の学科卒業者等に対しては、検定問題の一部の免除を認める予定です（詳細は告示で定める予定です）。

	<p>で、大学等における建設・土木の技術開発に影響が出ないのか懸念される。</p>	
9	<p>一級の受検資格において、大学指定学科卒業者は、卒業後からの実務経験3年で二次検定まで受検可能であったところ、見直し後は一次検定合格後、新たに3年の実務経験が必要となります。これは実務経験を積んだ熟練の技術者がこれまで与えられていた受検機会を一定期間失うことになる。</p> <p>また、一級の二次検定受検資格要件である受検実務経験において、上記の者は、監理技術者配置を要する工事に関わらず、3年の実務経験が要件であったところ、見直し後は「その他の経験については5年」となっており、これについても実務経験を積んだ熟練の技術者がこれまで与えられていた受検機会を一定期間失うことになる。</p> <p>このため、1級・2級ともに第一次検定合格から二次検定受験までの期間を短縮できるような措置を設けていただくことを要望する。</p> <p>また、これまでの受検資格については、別途経過措置を検討願いたい。</p>	<p>受検資格の見直しに当たっては、省令・告示において、従来の受検資格を満たした者について、見直し後も一定期間、受検資格を満たしているものとして取り扱う経過措置を置くことを検討しております。</p> <p>いただいたご意見は、省令・告示の検討に当たり、参考にさせていただきます。</p>
10	<p>実務経験に関する記述問題は、実務経験を主にした考え方で技術検定の設問としては不適切。1級建築士の二次試験（製図試験）のように、建設現場の状況設定をし、それに対する設問に答えることがよい。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>
11	<p>機械器具設置工事業における検定試験を設けてほしい。</p> <p>「技術者制度の見直し方針」においては、機械器具設置工事業の技術者要件について、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）の合格後3年（一級）又は5年（二級）の実務経験とする案が示されているが、建設業者が機械器具設置工事を受注し施工する工事は機械器具設置工事であり、建築・電気工事・管工事ではない。</p> <p>よって、機械器具設置工事を営む建設業者の役職員が建築・電気工事・管工事の実務経験年数を得ることは自社の工事では非常に困難であり、それに伴い、建築・電気工事・管工</p>	<p>技術検定のうち、2級の第一次検定の受検資格要件は年齢のみとなっており、1級の第一次検定についても同様の見直しを行う予定です。</p>

	<p>事施工管理技術検定の受験資格を得ることもまた、非常に困難である。</p> <p>結果として、機械器具設置工事業において主任技術者または監理技術者の資格を得ようとする、建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業者が実務経験を積むことのみが、現実的な方法となっている。</p>	
12	<p>機械器具設置業における主任技術者／監理技術者の要件が厳しすぎる。</p> <p>建築・電気工事・管工事施工管理技術検定の合格で十分である。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>
13	<p>建設業許可の技術者要件について実務経験もしくは指定学科＋実務経験でしか許可申請できない業種がある（機械器具設置工事業など）。こちらについては建設業法上の資格の創設をご検討いただきたい。</p> <p>また、特定建設業許可において一般建設業許可の要件に指導監督の実務経験を合わせてしか取れない業種（消防施設工事業など）についても同様に資格の創設を検討願う。</p>	<p>技術検定種目の新設については、技術者数の推移等を踏まえ検討を行う必要がありますが、頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。